

平成17年10月11日
原子力安全対策課
(17-71)
<13時資料配付>

安全協定に基づく立入調査の実施について

県は、昨年発生した美浜発電所3号機事故を踏まえ、本年5月16日に安全協定を改定し、安全監視体制の一層の強化を図ってきた。

さらに、立入調査については、従来事故時の現場確認や、平常時における主要な改造工事、定期検査の状況確認などを中心に実施してきたが、今後、改定した協定に基づき、計画的に原子力発電所等に立入り、安全協定第2条第3項「事業者が積極的に取り組む事項」について調査することとし、第一回目の調査を以下のとおり実施する。

県としては、この平常時における立入調査により、事業者の安全協定の厳正な運用を確認し、より一層の県民の安全、安心の確保に取り組んでいくこととする。

記

- 1 調査日時
平成17年10月13日(木) 10時～17時
10月14日(金) 10時～17時
- 2 調査場所
美浜発電所
- 3 調査内容
(1) 発電所従事者の被ばく低減を中心とした労働安全対策の実施状況
(2) その他
- 4 調査者
県………畠山是信 安全環境部企画幹 他 3名
美浜町…岸本幸憲 企画課長 他 1名

<参考：平成17年度立入計画の概要>

なお、当日の取材につきましては、関西電力(株)より別途案内を行う予定ですが、取材は冒頭のみとさせていただきますので、ご了承ください。

問い合わせ先(担当：前川) 内線 2353 直通 0776-20-0314
--

平成 17 年度立入調査計画概要

原子力安全対策課

1 目的

平常時における立入調査について、従来の定期検査における設備の改造や補修工事等の施工状況確認に加え、安全協定第2条第3項に基づき事業者が積極的に取り組むことを求めている事項のうち、放射性廃棄物の低減や発電所従事者の労働安全対策、被ばく低減について、計画段階から実施、評価に至る一連の管理状況を調査し、安全協定の適正な運用を確認する。

2 調査方法等

(1) 方法

発電所等において、書類確認を実施するほか、関係者への聴取、現場確認等による監査方式とする。

(2) 対象

原子力発電所とする。ただし、必要に応じて、発電所以外の原子力管理部署（関西電力（株）原子力事業本部等）を調査対象とする。

(3) 頻度

各発電所に対し、年2回の調査を実施する。

(4) 調査内容

ア 放射性廃棄物の低減

イ 発電所従事者の被ばく低減対策を中心とした労働安全対策

(5) 調査者

県および立地市町の担当職員とする。ただし、県および立地市町が必要と認めた学識経験者（県原子力安全専門委員会委員等）も調査できるものとする。

3 公表

原子力安全専門委員会で報告・審議後、至近の原子力環境安全管理協議会に報告する。また、年度の総括を年報としてとりまとめて公表する。

4 調査結果の反映

調査の結果について必要があれば国を通じ、または事業者に直接改善を求める。